

件名：視覚検査装置（動体視力検査装置等6台）賃貸借に係る一般競争入札の公告

視覚検査装置等の賃貸借に関する契約を一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。なお、当該契約は「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約であり、翌年度以降において当該契約に係る歳入歳出予算について減額又は削除があった場合は当該契約は解除することができるものとする。

令和8年7月15日

沖縄県知事 玉城 康裕

1 入札に付する事項

- (1) 件名 視覚検査装置（動体視力検査装置等6台）賃貸借
- (2) 借入物品の機能及び数量 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 借入期間 令和8年11月1日～令和13年10月31日までとする。
- (4) 納入期限 令和8年10月30日
- (5) 納入場所 沖縄県豊見城市字豊崎3番22 沖縄県警察本部交通部運転免許課

2 一般競争入札に参加する者の資格 次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 営業年数が令和8年4月1日現在において3年以上であること。
- (2) 沖縄県に本社、支店又は営業所等を有すること。
- (3) 応札する物品について、仕様書等に記載する機能・性能等を満たすことを証する書類を提出し、確認を受けた者
- (4) 入札参加資格の登録を申請する日前の直近1年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないこと
- (5) 暴力団排除に関する誓約書を提出した者
- (6) 次の各号のいずれにも該当しない者
 - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は、代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号、以下「暴対法」という。）又は暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - イ 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

3 一般競争入札に参加することのできない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当するもの及び同条第2項各号に該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していない者

4 申請の方法等

- (1) 申請の方法 当該業務の入札参加を希望する者は、次に掲げる書類を直接又は簡易書留郵便により(2)に掲げる提出場所に提出すること。
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
 - イ 法人にあっては、登記事項証明書
 - ウ 個人にあっては、本籍地の市町村長の発行する身元(分)証明書
 - エ 納税証明書

オ 暴力団排除に関する誓約書

カ 応札する物品の機能・性能等を満たすことを証する書類

(2) 申請書等の入手場所及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先

沖縄県警察本部交通部運転免許課 高齢運転者支援係

〒901-0225 豊見城市字豊崎3番22 電話番号 098-851-1000(内線532)

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から令和8年8月7日(金)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)とし、受付時間はそれぞれの日の午前8時30分から午後5時までとする。

(4) 申請書等に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

5 資格審査結果の通知

資格審査結果は直接または郵便により通知する。

6 資格の有効期間

入札参加者の資格を付与された日から契約締結日までとする。

7 資格審査申請事項の変更

入札参加者の資格を有するものは、当該資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく資格申請事項変更届を提出しなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 住所又は所在地

(3) 氏名(法人にあっては、代表者の氏名)

(4) 使用印鑑

(5) 法人にあっては、資本金

(6) 電話番号

8 資格の取消し等

(1) 入札参加の資格を有する者が、2(6)の各号に掲げる者及び3に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又はその事実があった後、沖縄県が定める期間は競争入札に参加させない。

(2) 資格取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。

9 入札説明会

実施しない。

10 入札説明書及び仕様書の交付場所等

(1) 入札説明書及び仕様書の交付場所並びに申請書等の提出場所並びに問い合わせ先

沖縄県警察本部交通部運転免許課 高齢運転者支援係

〒901-0225 豊見城市字豊崎3番22 電話番号 098-851-1000(内線532)

(2) 契約の条項を示す場所

沖縄県警察本部警務部会計課 〒900-0021 那覇市泉崎1丁目2番2号

電話番号 098-862-0110(内線2242)

11 入札書の提出方法、提出場所及び提出期限

(1) 提出方法

直接又は簡易書留郵便により下記(2)に掲げる提出場所に下記(3)までに提出すること。

(2) 提出場所

〒900-0021 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部警務部会計課(用度係)

(3) 提出期限

令和 8 年 8 月 18 日 (火) 午後 5 時

12 開札の場所及び日時

(1) 場所

沖縄県警察本部 1 階入札室 (警察資料室)

(2) 日時

令和 8 年 8 月 19 日 (水) 午前 10 時 30 分

13 入札保証金 「入札保証金に関する説明書」のとおり (入札説明書に添付)

14 入札の無効 次の入札は、無効とする。

なお、無効入札をした者は、再度の入札に加わることはできません。

(1) 入札参加資格のない者のした入札

(2) 同一人が同一事項についてした 2 通以上の入札

(3) 2 人以上の者から委任を受けた者が行った入札

(4) 入札書の表記金額を訂正した入札

(5) 入札書の表記金額、氏名、印影若しくは重要な文字が誤脱し、又は不明な入札

(6) 入札条件に違反した入札

(7) 連合その他不正の行為があった入札

(8) 入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札

15 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

(2) 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 再度の入札に付し落札者がいない場合は、地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定に基づき随意契約ができるものとする。

16 最低制限価格 設定しない。

17 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) その他 詳細は、入札説明書による。